

鹿児島県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する  
条例施行規則

令和5年7月11日

規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（令和5年鹿児島県条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(私的整理に関するガイドライン)

第2条 条例第3条第2項第9号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（平成27年12月25日に自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会が策定したものをいう。）又は「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則（令和2年10月30日に自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会が策定したものをいう。）
- (2) 中小企業の事業再生等に関するガイドライン（令和4年3月4日に中小企業の事業再生等に関する研究会が策定したものをいう。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。